別表２（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 補助事業の内容 | 補助対象経費 | 補助率及び限度額 |
| １　新規事業 | 新分野に参入、または新規に開発した商品を生産するため、新たに導入する設備及び機械等の購入 | 設備及び機械等の購入費ただし、単価が１０万円以上（税込）のもので、対象事業費の合計が３０万円（税込）以上となること | 補助対象経費の１０分の３以内限度額１００万円 |
| ２　生産性向上事業 | 既存事業の拡大及び強化のため、新たに導入する生産性向上のための設備及び機械等の購入 | 設備及び機械等の購入費ただし、単価が１０万円以上（税込）のもので、対象事業費の合計が３０万円（税込）以上となること | 補助対象経費の１００分の１５以内限度額３０万円 |

備考

※対象となる設備及び機械等は、生産及び作業に直接関わるものとする。

※事務用機器、普通自動車（３ナンバー・５ナンバー）、軽自動車は対象外とする。